

新型コロナウイルス等感染症対策特別委員会会議録

令和4年1月21日

場 所 第3委員会室

令和4年1月21日（金曜日）

午前10時31分開会

会議に付した案件

○協議事項

1. 委員会報告書骨子（案）について
 2. 次回委員会について
 3. その他
-

出席委員（11人）

委員	長	佐藤	雅洋
副委員	長	横田	照夫
委員		星原	透
委員		徳重	忠夫
委員		丸山	裕次郎
委員		西村	賢
委員		日高	利夫
委員		川添	博
委員		岩切	達哉
委員		山内	佳菜子
委員		重松	幸次郎
委員		来住	一人

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

事務局職員出席者

政策調査課副主幹	田代	篤生
政策調査課主任主事	佐藤	晋一朗

○佐藤委員長 ただいまから新型コロナウイルス等感染症対策特別委員会を開会いたします。

令和4年になって初であります。本年もどうぞよろしくお願いいたします。

本日の委員会の日程についてでありますが、

お手元に配付の日程（案）を御覧ください。

本日は、委員会報告書骨子（案）等について御協議いただきたいと思いますが、日程（案）のとおり、取り進めてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 ありがとうございます。

それでは、そのように決定をいたします。

骨子案協議の前に、私から報告事項があります。

前回の委員協議において、各都道府県における感染者の公表の在り方やクラスター発生状況の公表の仕方などを調査すべきではないかとの意見がありました。

各都道府県の状況については、ポイントを申し上げますと、居住地は保健所管内か市町村単位での公表となっており、性別・年代はほとんどの自治体で公表をしています。

職業は、公表ありと公表なしが約半数と対応が分かれております。

そのほかでは、日ごとの感染者における個別票がなく、1週間単位での公表といった対応を取っている自治体もありました。

次に、クラスターの発生状況については、コロナ発生当初は、濃厚接触者が追えない場合に公表している例はありました。ただし、最近では、連絡先、渡航歴や県往来情報を来店時に確認していることから、濃厚接触者の特定ができていた状況を鑑み、店名等公表している例は見当たりませんでした。

当県の公表の在り方については、他都道府県と比較しても、あまり変わりがないところですが、県民の行動変容に資する情報提供の工夫を行い、正確かつ積極的に行うよう要望することで整理したいと考えます。

次に、カクテル療法などの中和抗体薬の使用

状況ですが、県当局においては、使用事例は確認できているが、正確な数字は持ち合わせていないとのことでした。また、今後とも、治療薬の承認が出てくることを勘案すると、医療機関や関係機関との連携、情報共有を密に行うよう要望することで整理したいと思えます。

あと、感染者が少ない鳥取県の取組は参考になるのではないかと意見がありました。文献や資料等を探してみましたが、はっきりとした分析とまでは至っておりません。

地理的な要因、人口などの要因があると思えますが、参考までに、鳥取県知事へのインタビュー記事の内容をお伝えいたします。

記事によりますと、日本で初めてコロナ感染者が確認された2020年1月16日以降、相談窓口の開設、全庁的な連絡体制を整理し、1月中旬に医師会との協力体制を構築するなど、鳥取県のコロナ対策はいち早くスタートしておりました。

鳥取県のコロナ対策は、早期検査、早期入院、早期治療の三本柱であり、感染初期から検査能力を高めることを意識しており、必要と判断すれば、大量の検査を実施し、たとえ検査対象者が全員陽性になっても、入院できる病床数を早めに確保していたとのことでした。

関係機関、医師会との連携を重視し、全県体制で立ち向かう準備に早く着手できたのも要因であるかと思われるところです。

以上が、前回の委員協議にありました、意見等に関する報告になります。

では、協議事項（1）の委員会報告書骨子（案）についてであります。

事前に配付いたしましたA3版の資料を御覧ください。

正副委員長のほうで作成しました、委員会報告書の骨子案であります。

Ⅱの調査活動の概要が報告書の中心となりますが、当委員会のこれまでの活動内容を体系的に整理して、章立てしております。

具体的には、5つの調査事項を大きく3つに分けて、1、本県の地域医療体制、感染症予防及びワクチン接種等について、2、学校における対応について、3、県内の経済・観光対策についての3つの章で構成をし、それぞれ御覧いただいておりますような項目に分けて、調査の内容、県への提言等について記述することとしております。

詳細につきましては、書記から説明をしております。

田代書記、よろしくお願ひいたします。

○田代書記 それでは、失礼しまして、座ったまま説明させていただきます。文字が多く見づらいかと思いますが、御了承いただきたいと思います。

それでは、Ⅱの調査活動の概要については、5項目の調査事項を3つのカテゴリーに分けて整理しております。

資料の左上、1、本県の地域医療体制、感染症予防及びワクチン接種等についてから御覧ください。

（1）新型コロナウイルス感染症に係る県の対応状況については、執行部からの説明を①医療提供体制から⑥対応方針の見直しまでの6項目に整理して、報告書に記載いたします。

これらを踏まえまして、（2）県への提言につきましては、①から⑤の項目にて、委員の意見を参考にしながら県への提言として記載しております。

中でも、主なものについて概要を読み上げます。

①医療提供体制の強化については、後方支援

医療機関を含め、医療提供体制整備のさらなる推進、マンパワーの確保、中和抗体薬の投与等の情報共有に努めること。②検査体制の拡充については、1つ目のポツ、水際対策の重要性を鑑み、検査回避等につながらないよう、積極的かつ丁寧な情報発信を行うこと、3つ目のポツ、必要な施設等に幅広く頻回実施を引き続き行っていくこと。③ワクチン接種の推進については、1つ目のポツ、リスク及びベネフィットの情報発信を丁寧に行い、県民の理解を得て接種推進を図ること、3つ目のポツ、3回目のワクチン接種に向けて、市町村等との連携を図り、スムーズな接種に努めること。④過去の感染拡大における検証と効果的な情報提供については、1つ目のポツ、過去の感染拡大の原因と傾向、対策の検証を次に生かすこと、2つ目のポツ、感染状況などの正確な情報や状況の変化に即応した提供を行い、県民の行動変容に資するような機運醸成を進めること。⑤規制緩和への転換については、1つ目のポツ、経済活動の再開・継続のため、ワクチン・検査パッケージ制度等の活用を行うこと、2つ目のポツ、規制緩和の内容・適用においては、新たな変異株の特徴等を踏まえ、柔軟な対処をしていくことなどの項目で整理しております。

続きまして、下のほう、2、学校における対応についてです。

(1)には、教育委員会の対応を、(2)学校等の対応として、現地調査を行いました、①の県立高鍋農業高等学校、②の県立都城泉ヶ丘高等学校からの説明を記載したいと思います。

これらを踏まえまして、(3)県への提言につきましては、①から③の項目にて、委員の意見を参考にしながら、提言として記載しております。

概要を読み上げたいと思います。

①児童生徒の負担軽減については、資料のほう、右上になります、1つ目のポツ、休校や隔離中においても、ICTを活用し、勉強が継続できるような体制づくりを推進すること、2つ目のポツ、ICT環境整備を、学習としての側面だけではなく、不登校等の様々な課題に対応できるよう活用を検討すること。②教員におけるICT能力の向上については、教員間における活用事例共有などにより、ICT知識の向上に努めること。③産業教育実習のさらなる推進については、1つ目のポツ、産業教育実習機器の購入後、ランニングコストや教員の育成の課題について検討すること、2つ目のポツ、総合農業試験場や民間企業との連携を図り、効果的な実習に努めることなどの項目で整理しております。

続きまして、3、県内の経済・観光対策についてです。

(1)に、新型コロナウイルス感染症の本県経済への影響を分野ごとに記載します。

(2)で、経済対策に係る県の取組、(3)で、団体・企業等の取組として、現地調査等を行いました、①宮崎県信用保証協会から⑤株式会社ワン・ステップなどの取組状況を記載いたします。

これらを踏まえまして、(4)の県への提言につきましては、①から⑤の項目にて、委員の意見を参考にしながら、提言として記載しております。

中でも、主なものについて概要を読み上げます。

①経済対策については、1つ目のポツ、コロナ融資の返済開始によって企業の経営悪化が想定されることから、関係機関と連携し、企業の

経営サポートを図ること、4つ目のポツ、飼料価格や石油価格の上昇など、世界経済動向、供給減少の的確な把握とセーフティネット対策を実施すること。②観光対策については、1つ目のポツ、高千穂町観光協会の独自の取組の共有や意見交換等により、安全・安心な観光地づくりに努めること、2つ目のポツ、歴史教育といった、県内旅行パッケージ開発等、教育委員会などの関係部局と連携を図ること。③雇用対策等については、1つ目のポツ、雇用環境の業種間の濃淡を踏まえたマッチングに取り組むこと、3つ目のポツ、自治体や関係機関等が連携し、企業の人材育成に取り組むこと。④今後の事業継続の在り方については、今後、交付金などの財源は見込まれない可能性があるため、事業をしっかりと精査し、予算の差配を行っていくこと。⑤社会経済の変化を本県の発展につなげる取組については、1つ目のポツ、テレワークなどの社会経済構造の変化は大きなチャンスであり、生活しやすい宮崎県の環境を武器に、経済発展・雇用創出に取り組むこと、2つ目のポツ、企業のウィズコロナに特化した取組、業種・企業をまたいだ取組などの支援や情報共有により、本県経済の発展に取り組むことなどの項目で整理をしております。

結びとしましては、これまでの提言を整理し、感染拡大防止対策と経済復興対策の両立などの総括を行いたいと思います。

最後に資料をつけて、全体で30ページぐらいの報告書になるかと思います。

なお、現在、県内で感染が急拡大しており、第6波の状況も鑑みながら、提言の言い回し、また結びである総括の記載について、対応していきたいと考えております。

説明は以上でございます。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

今、説明がありましたように、この骨子案は第5波までの皆さん方の御意見をほぼ入れるということで進めております。この骨子案について、皆様方からの御意見がありましたら、お願いしたいと思います。

○丸山委員 第5波までということでしたけれども、第6波についてもしっかりと報告書の中に入れるように、工夫していただきたい。

その中で、まず検査体制のことで、今日の本会議で報告がありましたとおり、検査を申し込んでも、二、三日待ってもらおうということが出ておりました。私が思っているのは、移動式のPCR検査車両——移動ができますので、これを都城、特に、今、状況が厳しいところに持っていくとか、そういうことも含めて検討を、県のほうにしていきたい。そういうのもPCR検査の数を増やすという体制の中に入れるような検討はできないのかという思いがあります。

あともう一つ、経済対策について、国のほうで——県のほうもPRしているのですが——事業復活支援金というものがあります。昨日、飲食関連の人たちから電話があつて話をしたのですが、この事業復活支援金が国の支援策としてあるというのを知らなかったのです。制度はつくっているが、事業者の方々にうまく伝わっていない、これは一例であります。

ほかにも、いろんな、これまでコロナに対するサポートをする事業を国がつくっているのですが、活用してない、情報が届いてない面が多い。しっかり情報を届けるようにしないとけないのではないかとということで、何かそういうのを少し入れ込んでいただくとありがたいと思っています。

○佐藤委員長 今、丸山委員のほうからありま

した、検査が多く必要なところに、移動してでも検査ができるような体制といった検査の充実の話。それから事業復活支援金——これは11月ぐらいに国が決めており、資料を見ましたけれども、どこが対応するのかというのを、準備中と書いてあるような資料でした。ですから、制度はできているけれども、周知ができていないということです。この辺が、この委員長報告のときにどうなっているのかというのがありますけれども、その辺も検討していきたいと思いません。

○山内委員 今の丸山委員のお話に関連してですが、例えば、その支援制度を知らないという声が、私にも届いています。まず、どこに相談したらいいかが分からないということで、その時点で諦めてしまう方も結構いらっしゃると思います。それは事業主の方もですし、労働者の方からも、そういう声が聞こえますので、そういった方々への相談体制ですとか、支援制度の周知ですとか、そういったことの必要性も感じているところではあります。

ただ、今回の報告書の趣旨とマッチするのかなというのが、ちょっと、私、認識できていないのですが、その必要性は感じています。

○日高委員 これは、あくまでも第5波の状況、去年の12月ぐらいまでの状況ですから、果たして、今、これを報告として出すことがどうかということもあると思うのですが、1年間、我々はしっかりそのことを研究してきたので、それは形として残すべきだと思います。

山内委員がおっしゃった支援制度の周知の強化の件については、今日、厚生常任委員会の委員長報告においても要望しました。今後、2月定例会の中で、しっかりとこの件はただしていきたいと思いません。一般質問もありますから、

そういった形で、随時、前向きに対応していきたいと思いません。

○星原委員 今回の第6波で、1日の感染者数が、もう三百何人ということで増えてきて、都城市は特に多いのですが、都城市が発表している資料を見ると、その行動歴、濃厚接触者は調査中となっています。ということは、どこまで市と保健所が連携が取れているのかと思っています。前みたいに潜伏期間が1週間とか10日あるならまだいいのですが、今回のオミクロンは、二、三日であり、調査をしている間にどんどん広がっているのではないかと考えています。

我々のところに最初に来る報告と、追加情報の差——昨日の都城市は、最初の情報よりも数が増えている状況なので、やっぱり保健所の体制、人数的なものとか、しっかりできているのか。今までは医療崩壊にならないようにということで、医療関係のほうにいろいろと言っていたけれども、その調査する保健所の人的な対応について、どれだけの人たちが対応できているのかと思っています。まだ、これからひょっとすると、400人とか500人とか増えていく可能性がありますので、しっかり準備してないと厳しいという気がします。また、今月末ぐらいまでの間に、濃厚接触者なり感染者の行動歴がはっきり出てこない、広がりが早いのではないかと考えています。

そして、感染者の半分ぐらいは、どこで感染したのかが分からないと聞いています。東京辺りでは、電車の中ではないかとかということも言われてますので、その辺の調査が、どこまで進められるかも懸念しています。その辺のところを、この報告書の中で言えるのかどうか分からないけれども、3月中旬の閉会日における報告の中に、いろんな情報があれば、それも一緒

に——報告書の最後の結びのところにでも入れられるときには入れてほしいと思います。その辺も検討するといいいのではないかと思います。

今後、オミクロン株、第6波が宮崎県内でどうなるかわからない状況であるので、状況が変化の中で分かれば、締めのところでも明記しておく必要があるだろうと思います。考えておいてください。

○佐藤委員長 山内委員、星原委員の言われたことも、今現在、必要なことです。ただ、この委員長報告は最終的なものなので、検証するという意味では、今の対策がどうだったのかというのは必要だと思いますし、また、それぞれの委員の皆さんが、いろいろな立場で意見として言うことも大事だろうと思います。

どこで、いつ感染したか分からないという人が非常に増えてますし、保健所の対応が今どうなのかというのも、多分、かなり逼迫しているかと思っています。

○星原委員 今の東京の状況、本県の状況を見ても、まだまだ拡大する可能性があるのではないかと思います。

○佐藤委員長 そうですね。この委員長報告の時点でも、まだコロナは続いている可能性は十分あります。

○星原委員 だから、最後の結びのところですか多分言えないと思うので、そういうところの部分は入れてもいいのではないかと。要するに、調査はもうできないわけだから、調査ではなくて、その結びの中に——いつ最終的な報告をまとめるのか分かりませんが、印刷かけるまでの間に何かあったときには、結びの中で記載しないといけないのではないかと思います。せっかく年度の締めですので、第6波についてのいろんな意見があるわけですから。

もう調査ができないので、2月末ぐらいまでの間に何か入れておくべきことがあったときには入れられるような対応も考えていたほうがいいのではないかと考えています。

○佐藤委員長 今、星原委員からあったように、いわゆるタイムリミットがありますので、その時点まではぎりぎり見て、入れていくというようなことでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 ほかに御意見があれば。

○山内委員 1の本県の地域医療体制、感染症予防及びワクチン接種等についての（2）⑤の規制緩和への転換という部分なのですが、この骨子（案）がまとめられたときは、感染が落ち着いていた頃だと思います。今、ワクチン・検査パッケージは一応、国としては停止をしており、宮崎県としても、ひなた認証制度の緩和に関しても一応ストップをかけているという状態です。今、そういう状況なのですが、そういう中でも規制緩和への転換という項目として残していいのか、ちょっと文言を変えるのかという点は確認をさせていただきたいです。

○佐藤委員長 ここは、打合せしたときも、引っかかるという意見は出ておりました。

先ほど言いましたように、第5波までの状況を骨子案としておりますので、今、山内委員が言われたように、第6波の状況も考えながら、提言の言い回し等は対応させていただきます。

○西村委員 この委員会は、去年もやってきて、今年もやってきたという継続性のある中で、今がそうだからといって、内容をころころ変えていったら、3年後、5年後、見たときに、やっぱりおかしいのではないのでしょうか。

その転換というのは、今は厳しいから、全部やめましょう、沈静後には全部行動できるよう

にしていきましょうではなくて、経済を止めないような形をつくっていかうということで、そのときは議論しています。

おっしゃる意味もすごく分かるのですが、感染状況が、今みたいに伸びているときにやめましょうという話というよりは、厳しい規制から転換していくタイミングをいかに計っていくかということだと思います。

それを、一個一個、今、厳しいからといって、提言として残っていかないのはちょっとどうかと思います。

○星原委員 今言われるとおり、デルタ株と今度のオミクロン株では、ちょっと違ってきてます。政府のコロナ対策分科会の人たちの声、東京都もだけれども、感染拡大の防止と経済対策の両方を進めなくてはいけないものであります。一つはやっぱりワクチンの効果があって、重篤になる人たちが少ない——高齢者は分かりませんが——あるいは死亡者が少なくなり、経済も回さなくてはいけないという、両方のバランスを取っていかないと。県としても、前回までと同じような、いろんな規制をかけたほうがいいのか——私は今の状況に応じて判断をしていかないとはいけません。規制すれば、厳しくすればするほど、今度は逆の部分、倒産とか廃業とかも出てきます。

だから、県としても、可能な限りは、経済が回るためのことも一方では考えていかないとはいけない、規制すればいいだけではないと思うのです。ワクチン接種を3回したとか、経口薬、飲み薬が出てきた、また状況も変化していくわけですから、その変化に応じながら、規制のかけ方を判断するというのは必要だと思います。

○横田副委員長 僕は書き方ではないかと思うのです。この時点では、確かにもう、パッケー

ジ制度とか認証制度を動かそうとしていたわけです。でも、残念ながら、感染拡大でちょっとまた止まってしまったけれども、どこかで規制緩和していかないと、経済が回っていかない。そこら辺の書き方をちょっと工夫すればいいのではないかと思うのですが。

○佐藤委員長 この検査パッケージ制度は、あのときはかなり目新しかったのです。今、西村委員、星原委員が言われたように、経済も回すが感染防止対策もしっかり行っていくという、両輪が必要だということです。検査パッケージ制度を利用しながらということであったのですが、ただ、今はこれが停止しているので、この文言があるということに対して、ちょっと違和感があるかと思うのですが、先ほどからあるように、規制緩和への転換は必要であると。しかし、めり張りをつけてやる必要があるということで柔軟に対処していくということではいかがでしょうか。

○山内委員 私も厳しくしてほしいとか、緩和すべきではないとか、そういう発言ではありません。文言を御検討いただくという方針で大丈夫です。ありがとうございます。

○丸山委員 1つだけ。国のほうでも議論しているのが、新型コロナウイルス感染症の類型の話です。2類型、5類型というのがあって、本当に2類型スタートでよかったのか。国の方には、後にしっかり検証をしてほしい。入れられるのであれば入れていただくとありがたい。

○佐藤委員長 今の丸山委員の意見、どうでしょう。5類にしたほうがいいのではないかという話もあるが、5類にすることによるデメリットというのも非常に今は大きいということで、5類には持っていかない。昨日も国会でやり取りがあっているのを聞いたのですが。

○丸山委員 私が言いたいのは、当初2類型相当としていたのが本当にいいのかということです。だから、終わった後にちゃんと検証を、国のほうにしてほしいと思っているということです。

そこ辺まで含めて言っていないと、保健所の問題とか、もう大変です。このまま、どうするのかというのを考えていかないと。当初のスタートがちょっと厳し過ぎたのではないかという意見もあつたりします。我々も、まだそういう知識が少ないものですから、国のほうで、この類型で本当によかったのかというのを含めて議論をして、結果をしっかりと出してくださいというのが私の思いです。

○日高委員 おっしゃることはよく分かるのですが、今言われた、2類型、5類型相当の問題は、去年はほとんど協議に上がってないのです。これは、おとしの11月ぐらいに国が一度、2類から5類に落とすというような話を表立ってやっていました。その後に第3波が来たので、その話はもう吹っ飛んでしまったわけです。ですから、去年1年間は国のほうでも公に2類から5類に落とすというようなことは、あまり、俎上に上ってこなかったと思うのです。今、丸山委員が言われるのを載せるなら、星原委員が言われたように、最後の結びのところで、今後に向かっての状況ということで入れないと。

○佐藤委員長 丸山委員が言われるのは、今のオミクロンによる医療の逼迫とか、感染者が軽症であるとか、そういうのも含めてであろうと思います。日高委員が言われる一昨年の場合とはまた状況が違ってきているかと思えます。

○星原委員 委員会としては、今年の委員会で起きた範囲の中の形で捉えないと。またオミクロンの次に、新たな何かが出てくる可能性だっ

てあるわけだから。現状までの範囲で提言なり、いろんな意見、調査したことを集約していかないと、終わりが無いと思う。

○佐藤委員長 それでは、ただいまの御意見を踏まえながら、委員会報告書（案）を作成してまいりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 ありがとうございます。

なお、委員会報告書そのものにつきましては、正副委員長に御一任いただき、案が出来上がりましたら、印刷のスケジュールの関係から個別に御了解をいただきたいと考えておりますが、そのように進めてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 ありがとうございます。

それでは、そのような形で進めさせていただきます。出来上がりましたら、報告書はほかの2つの特別委員会と合冊して、2月定例会の最終日に議場で配付することとなりますので、御了承をお願いしたいと思います。

次に、協議事項2の次回委員会についてであります。

次回の委員会は、2月定例会中の3月14日、月曜日の開催を予定しております。次回委員会では、私が行います委員長報告の案について御協議をいただきたいと思えます。

次回の委員会について、御意見はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 特にないようでありますので、先ほど申し上げましたとおり、次回の委員会では、委員長報告（案）について御協議いただきたいと思えます。

最後になりますが、協議事項3のその他で、委員の皆様から何かございませんでしょうか。

令和4年1月21日（金曜日）

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 ないようであります。

それでは、次回の委員会は、3月14日の月曜日、午前10時から予定しておりますので、よろしく願いをいたします。

以上をもちまして、本日の委員会を閉会いたします。

午前11時12分閉会

署 名

新型コロナウイルス等感染症対策特別委員会委員長 佐藤 雅洋

